

○ 農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）の一部改正

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第2 農業近代化資金の内容</p> <p>1 貸付対象者</p> <p>農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき国が利子補給を行う農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）</p>	<p>第2 農業近代化資金の内容</p> <p>1 貸付対象者</p> <p>農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき国が利子補給を行う農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）</p>

<p>利用者」という。) エ～ク (略) (2)～(4) (略)</p>	<p>エ～ク (略) (2)～(4) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 資金使途 近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るために必要な次の資金とする。</p>	<p>3 資金使途 近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るために必要な次の資金とする。</p>
<p>(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け ア～エ (略)</p>	<p>(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け ア～エ (略)</p>
<p>オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金((ウ)から(オ)まで及び(ヰ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、(カ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、(ク)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、<u>目標地図に位置付けられた者</u>及び<u>継続的農地利用者</u>、農業サービス事業体、農業参入法人並びに集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。) (ア)～(ク) (略)</p>	<p>オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金((ウ)から(オ)まで及び(ヰ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、(カ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、(ク)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、<u>継続的農地利用者</u>、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。) (ア)～(ク) (略)</p>
<p>カ (略) (2) (略)</p>	<p>カ (略) (2) (略)</p>
<p>4 貸付限度額 近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。 なお、本資金の貸付けに係る法第2条第3項第1号の規定による一農業者等に係る貸付金の合計額に関する農林水産大臣の承認の申請については、当該申請書を直接農林水産大臣に提出されたい。 (1)・(2) (略)</p>	<p>4 貸付限度額 近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。 なお、本資金の貸付けに係る法第2条第3項第1号の規定による一農業者等に係る貸付金の合計額に関する農林水産大臣の承認の申請については、当該申請書を直接農林水産大臣に提出されたい。 (1)・(2) (略)</p>

<p>(3) 1の(1)に掲げる者（前二号に掲げる者を除く。）に対する貸付けにあっては、1,800万円 (4) (略)</p>	<p>(3) 1の(1)に掲げる者でアからエまで及び(2)以外のものに対する貸付けにあっては、1,800万円 (4) (略)</p>
<p>5 債還期限及び据置期間</p> <p>近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。</p>	<p>近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。</p>
<p>ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあっては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。</p> <p>（令和6年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）</p>	<p>ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあっては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。</p> <p>（令和5年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）</p>
<p>表 (略) 6・7 (略)</p>	<p>表 (略) 6・7 (略)</p>
<p>第3 (略)</p>	<p>第3 (略)</p>
<p>第4 その他 1～4 (略)</p>	<p>第4 その他 1～4 (略)</p>
<p>5 地方税法の特例</p> <p>農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。</p>	<p>5 地方税法の特例</p> <p>農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。</p>

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第10項並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第13項及び14項）

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。（以下「農業協同組合等」という。））が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。

（地方税法附則第15条第36項及び地方税法施行令附則第11条第39項から第41項まで）

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上（平成14年3月31日以前に取得さ

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第10項及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第13項第1号）

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。（以下「農業協同組合等」という。））が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。（地方税法附則第15条第40項、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第11条及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6条）

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、そ

れたものにあっては260万円以上)のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。(地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第108号)附則第4条第4項)

(3) (略)

6 印紙税法の特例

- (1) (略)
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に係るもの

第2の2に規定する融資機関が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け(当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。)に係る印紙税法(昭和42年法律第23号)別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、令和6年3月31日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第11条、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和2年政令第160号)第8条)

の取得価額が290万円以上(平成14年3月31以前に取得されたものにあっては260万円以上)のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。(地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第108号)附則第4条第4項)

(3) (略)

6 印紙税法の特例

- (1) (略)
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に係るもの

第2の2に規定する融資機関が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け(当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。)に係る印紙税法(昭和42年法律第23号)別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、令和5年3月31日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第11条、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和2年政令第160号)第8条)

附 則 (令和5年3月31日4経営第3160号)

この通知は、令和5年4月1日から施行する。